

平成 21 年 12 月 8 日

## 中小企業者等の金融円滑化基本方針

吉 備 信 用 金 庫  
理事長 守屋 正八郎

昨秋以降の世界的な金融危機の影響によって、地域経済は混迷を極めており、当金庫のお客様にも深刻な影響が及んでおります。

このような厳しい経済環境下において、協同組織理念の原点である相互扶助の精神のもと、取引先の支援強化、中小企業者等の金融円滑化に向け、役職員一丸となり適切な対応に努めます。

1. お客様から貸出条件変更の申込みに関する相談を受けた場合には、真摯に対応します。
2. 他金融機関からも借入れを行っているお客様から貸出条件変更の申込みがあった場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に、金融機関間で相互に情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。
3. 住宅ローンご利用のお客様から条件変更の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、お客様の財産や収入の状況を勘案しつつきめ細かく相談に応じます。
4. お取引先企業から要請があった場合には、経営改善計画の策定を支援します。
5. 貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、お取引先企業に対して必要な助言を行います。
6. 貸出条件の変更の申込みをお断りする場合には、これまでのお取引関係やお客様の知識などを踏まえ、お断り理由を具体的かつ丁寧に説明します。
7. 貸出条件の変更等を行った後であっても、必要資金についてはご相談に応じます。例えば、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談又は申込みをお断りしません。

以 上